

様式第3号
総管第774号

一般競争入札に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり入札の手続きを開始します。

平成25年8月29日

沖縄県知事 仲井眞 弘多



1 業務概要

- (1) 業務名 県有地管理図面及び測量成果簿電子化委託業務
- (2) 履行場所 那覇市地区
- (3) 業務内容 本業務は、県有地管理図面及び測量成果簿等の電子化委託業務である。
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日（土、日、祝祭日を除く。）から90日間
- (5) 本業務は、入札手続き（競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を紙ベースにて行う。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

(1) 参加者に共通して求める要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 沖縄県の平成25・26年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し、業種区分：測量関係コンサルタントに登録された者。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第25号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（上記イの再認定を受けた者を除く。）。

エ 競争参加資格確認申請書の提出期限の最終日から落札者決定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。

オ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

キ 沖縄県内に本店があること。

(2) 実績及び管理技術者等の要件

ア 企業に関する要件

(ア) 2 (2) イからエに挙げる基準を満たす管理技術者を当該委託業務に配置でき

ること。

(イ) 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成15年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した実績を有さなければならない。

a 同種業務：沖縄県管財課の発注した県有地財産（土地）関係委託業務

b 類似業務：上記以外の公共事業における測量調査及び台帳作成業務等

（同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市、各整備機構、高速道路株式会社の公共事業を実施する機関の実績とする。）

（同種業務、類似業務とも設計業務として契約したものの中に測量業務が含まれているものも可とする。）

(ロ) 技術者の人数等に関する要件

本業務は事業の性質上、年度内で確実に完了しなければならない業務であることから、下記に示される要件を満たすものとする。

a 「測量士」または「測量士補」の資格を有する技術者が10名以上在籍していること。

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

予定技術者においては、下記に示す条件を満たす者とする。

(ア) 管理技術者

「測量士」の資格を有するもの。

(イ) 担当技術者

「測量士」または「測量士補」の資格を有するもの。

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 管理技術者

管理技術者は、平成15年度以降に完了した業務において、下記aもしくはbの実績を1件以上有すること。

a 同種業務：沖縄県管財課の発注した県有地財産（土地）関係委託業務

b 類似業務：上記以外の公共事業における測量調査及び台帳作成業務等

（同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市、各整備機構、高速道路株式会社の公共事業を実施する機関の実績とする。）

（同種業務、類似業務とも設計業務として契約したものの中に測量業務が含まれているものも可とする。）

(イ) 担当技術者

担当技術者は、平成15年度以降に完了した業務において、下記aもしくはbの実績を1件以上有すること。

a 同種業務：沖縄県管財課の発注した県有地財産（土地）関係委託業務

b 類似業務：上記以外の公共事業における測量調査及び台帳作成業務等

（同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市、各整備機構、高速道路株式会社の公共事業を実施する機関の実績とする。）

（同種業務、類似業務とも設計業務として契約したものの中に測量業務が含まれているものも可とする。）

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円以上、又は手持ち業務の件数が5件以上。

※手持ち業務量とは、平成25年8月29日現在（特定後未契約のものも含む）において管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。

3 入札場所及び日時

入札書は持参により入札に望むこと。なお、郵送または電報による入札は認めない。

入札日時：平成25年9月20日（金）午前10時00分

入札場所：沖縄県庁5階 第2会議室

4 入札手続等

(1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 平成25年6月28日（金）から

イ 交付方法 沖縄県総務部管財課ホームページからダウンロードして下さい。

ウ 問い合わせ先 公告文5(5)アの場所

(2) 競争参加資格確認申請書の提出等

入札参加を希望する者は、次により競争参加資格確認申請書を提出するものとする。

ア 競争参加資格確認申請書の提出期間、提出場所及び方法等

(ア) 期 間 平成25年8月29日（木）から平成25年9月12日（木）まで

(イ) 提出方法等 入札説明書による

イ 入札参加資格の審査結果の通知

郵便等をもって平成25年9月16日（月）を予定する。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

イ 契約保証金

沖縄県財務規則第101条及び委託契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

(2) 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者の入札及び、競争参加資格確認申請書並びにその他提出資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

なお、入札参加資格を有する者であっても、通知後、指名停止措置を受け落札者の決定時において指名停止期間中である者も無効とする。

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期限後において、原則として競争参加資格確認申請書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定技術者の確認

ア 競争参加資格確認申請書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。
但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

イ 落札者の決定後、TECRIS等により配置予定管理技術者の専任制（手持ち業務量）違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(5) 問い合わせ先一覧

ア 契約関係 : 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県 総務部 管財課 財産管理班
電話番号 098-866-2106

イ 応募調書資料関係 : アと同じ。

ウ 設計図書関係 : アと同じ。

(6) 詳細は入札説明書による。